

奨学金制度が、まだまだ遅れていることを認識し、一層の充実を図るべきである。

また、物価高の日本で学ぶ留学生や就学生も急増しており、よき日本の理解者となる彼らに対する公的支援の充実も図っていく必要がある。

よって、政府においては教育充実こそ、もっとも優先すべき未来投資であることを認識し、以下の施策の早期実現を図るべきである。

- 一 大学、短大、専門学校生等への奨学金制度(特に無利子)を抜本拡充すること
- 二 高校、専門学校、大学等への進学時の入学資金について、これを奨学金の対象とする制度を創設すること
- 三 海外留学希望者への奨学金の創設をすること
- 四 留学生・就学生の学習奨励費の拡充に努めること

安全で快適な学校をめざし施設改善を求める意見書

学校施設は児童・生徒の大切な学び舎であるとともに、地震等の不測の事態の際の住民の避難所等にも指定されているなど、地域の貴重な防災拠点にもなっている。

阪神淡路大震災においては、建築基準法の耐震基準が強化された一九八一年以前に建てられた建築物の被害が目立ち、文部科学省が今年七月末にまとめた「公立小中学校施設の耐震改修状況調査結果」(約十三万三千棟)によると、全体の約六十六%(約八万八千棟)が一九八一年以前に建てられたものであり、このうち約七十%が耐震診断を行っていないというものであった。また、耐震診断を実施した三十%弱のうち、約一万二千棟に耐震性に問題ありとされた。

文部科学省による公立小中学校施設の推定耐震率は約六十%に過ぎず、築二十年以上の施設が全体の約六十五%を占めるなど老朽化も深刻であり、子供たちの安全や防災拠点としての安全確保を図るために、耐震化のための補強工事等が求められている。

しかし、一方では国や地方公共団体の財政難から公立学校施設整備費の減少傾向が続く。二十年間では児童・生徒の減少率を上回る大幅減少(マイナス二十九・二%)が見られている。

文部科学省が各都道府県教育委員会に公立学校施設の耐震化が進まない理由を聴取した際も、財政上の理由が多くを占めていたところである。子供たちの安全を図るためにも、学校施設の耐震化は喫緊の課題であり、国として、そのための立法化をはじめ、その予算確保を最優先すべきである。

食品品質表示制度等食品の安全確保を求める意見書

本年初頭の雪印食品から最近の日本ハムに至る、我が国有数の食品企業による食品表示偽装事件が連鎖的に発生している。これらの表示偽装事件の続発は、食品表示に対する国民の信頼を大きく失わせるとともに、食品そのものの安全性と品質に対する消費者の不信感を増大させている。

一方、現在までに四十件を超える中国産の輸入冷凍ホウレンソウから、有機リン系殺虫剤であるクロルピリホスを中心に、最高基準の二百五十倍もの残留農薬が検出されるとともに、輸入健康食品による死亡事件等の健康被害問題が大きな社会問題になりつつある。

食品の表示と監視は現在、食品衛生法、JAS法、景表法等の複数の法律によってなされているがそのチェック体制が不十分のため、こうした偽装表示の横行を許してきた。また消費者・事業者双方にとって分かりにくい制度となっている。

食品は国民の生命と健康の維持に不可欠なだけに、その安全性の確保は最優先課題である。政府においては、これまでの生産者優先の行政を深刻に反省し、国民優先・消費者優先の食品安全行政を確立する必要がある。その中

の一環としての食品表示は消費者が食品を選択する唯一の手段であることから、このような虚偽表示が今後二度と行われぬよう、国として抜本策を講じるべきである。

政府においては、下記の事項を早期に確立することにより、食品の安全性確保と信頼できる食品表示制度の確立を図るべきである。

- 一 食品の安全性確保に関する包括法として「食品安全基本法(仮称)」を早期に制定し、食品の安全性強化と信頼できる表示制度の確立を図ること。
- 二 内閣府設置予定の「食品安全委員会」においては、国民・消費者の代表を必ず参加させるとともに、各省庁の連携と必要な予算の確保を図ること。
- 三 食品衛生法に基づく残留基準が未設定の農薬・食品添加物等について早急に残留基準値を設定するとともに、消費者を含めた監視体制の強化を図ること。
- 四 健康被害の原因となる輸入食品や禁止農薬等を使用した輸入食品の水際でのチェック体制を強化するとともに、輸出国に対して是正措置を求めること。
- 五 原産地表示の徹底や二七表示に対する罰則の強化を図るとともに、製造年月日を入れるなど品質保持期限と賞味期限を国民に分かりやすい表示にすること。

安全で快適なタクシーの確保を求める意見書

中距離列車に対する障害者対応トイレの早期整備を求める意見書

現在、我が国では高齢化が急速に進んでおり、二〇一五年には実に国民の四人に一人が六十五歳の高齢者となるという他に見えない高齢社会を迎えようとしており、高齢者の方々が安心して暮らすことができる社会の形成が望まれている。

また、身体障害者の方々についても、ノーマライゼーションの理念に基づき、社会・経済活動への積極的参加の実現が強く求められている。

このためには、高齢者・障害者の方々が気軽に安心して公共交通機関を利用して移動できるようにすることが必要であり、公共交通機関の利用にあたっては存在している様々な障壁(バリア)の除去(バリアフリー化)が大変重要な課題となっている。

このような観点から、高齢者・身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律(交通バリアフリー法)が二〇〇〇年十一月に施行され、JRや私鉄の鉄道駅施設等のバリアフリー化が漸次進んでいる。しかし、一方で、列車そのもののバリアフリー化は立ち遅れている。特に障害者対応トイレについては、JR各社、大手私鉄においても、長距離の特急列車等のいわゆる優等列車での整備が進んでいないもの、百キロ前後を営業キロとする中距離列車での整備の遅れが目立っている。

交通バリアフリー法に基づき、移動円滑化のために必要な旅客施設及び車両等の構造及び設備に関する基準(「移動円滑化基準」)においては、車両に便所を設ける場合、一列車ごとに一以上は車いす使用者の円滑な利用に適した構造とすることを求めている。

したがって、本議会は、国に対し、中距離列車への障害者対応トイレの早期整備の実を上げるため、各鉄道事業者への助言・指導・支援及び関係法令等の改正を含む所要の措置を講じるよう求めるものである。

安全で快適なタクシーの確保を求める意見書

二月一日から、需給調整規制の廃止と運賃制度の一層の弾力化を柱とする改正道路運送法が施行されました。今後、一定の要件さえ満たせば新規参入も増車も原則自由となり、また新たな割引運賃も導入可能となります。

しかし、長引く不況の中、タクシーの輸送需要は極めて低下しており、実車率の低下、実働一日一車あたりの運送収入の低下に伴い、運転者の年収も他産業との年収格差が二百万円以上もある現状にあり、地域によっては最低賃金にも達しない状況も生まれています。これ以上の増車と低運賃の競争は、タクシー運転者の賃金・労働条件に大きくしわ寄せされることは必至であり、すでに過当競争の激化によってタクシーによる事故も急増しています(一九

九六年一万八千七百六十三件、二〇〇〇年二万五千六百二十四件)。

今後ともタクシーを利用者・住民にとって安全で快適な足として維持していくためには、過当競争や運賃ダンピングを防止するとともに、適正な事業遂行能力の確保や運転者の雇用と労働条件の維持が欠かせません。したがって、本議会はタクシー業界に助言・指導等、関係法令の整備を含む所要の措置を講じるよう求め、以下の三点について実現されるよう強く要望いたします。

- 一 改正道路運送法の運用基準における特別監視地域の指定及び緊急調整措置の発動について、供給過剰の実態を踏まえ効果的に対処すること。
- 二 タクシー事業者の資質を確保するとともに、悪質事業者を排除するため行政処分と点数制について適宜適切に実施すること。
- 三 運転者の資質の向上のための「タクシー運転者資格制度」の創設を検討すること。

民事法律扶助事業の円滑な運営と強化を求める意見書

一 趣旨

国民の裁判を受ける権利を實質的に保障し、利用し易い司法を実現するために、民事法律扶助事業に対する国庫補助金は十分な額に増額されるべきである。

国が平成十四年度補正予算において民事法律扶助事業に対する国庫補助金につき十分な財政措置を講ずるとともに、来年度以降は当初予算から同事業に対する十分な国庫補助金を確保するよう求める。

二 理由

民事法律扶助は、平成十二年四月二十一日に成立し、同年十月一日より施行された。

同法第三条は、国の責務として、「国は民事法律扶助事業の適正な運営を確保し、その健全な発展を図るため、民事法律扶助事業の統一的な運営体制の整備及び全国的に均質な遂行のために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、その周知のために必要な措置を講ずるものとする」と定めている。

このように、民事法律扶助法に基づく法律扶助事業に対しては、国が十分な財政措置を講ずることが当然の前提とされている。

また平成十一年七月、内閣のもとに設置された司法制度改革審議会は、二年にわたる審議を経て、平成十三年六月、意見書をとりまとめたが、そこではわが国の法律扶助制度が、欧米諸国と比べれば、民事法律扶助事業の対象者の範囲、対象者の範囲等は限定的であり、予算規模も小さく、憲法三十二条の裁判を受ける権利の實質的保障という観点からは、なお十分と考えられる」と指摘し、「民事法律扶助制度については、対象者・対象者の範囲、利用者負担の在り方、運営主体の在り方等について更に総合的・体系的な検討を加えた上で、一層充実すべきである」と提言した。

その上で、同意見書は「今般の司法制度改革を実現するために、財政面での十分な手当てが不可欠であるため、政府に対して、司法制度改革に関する施策を実施するために必要な財政上の措置について、特段の配慮をなされるよう求める」とまとめている。

このことをふまえ、平成十四年三月に閣議決定された「司法制度改革推進計画」においては、「民事法律扶助制度について、対象者・対象者の範囲、利用者負担の在り方、運営主体の在り方等につき更に総合的・体系的な検討を加えた上で、一層充実することとし、本部設置期限までに、所要の措置を講ずること」が明記された。

ところが、神奈川県下の民事法律扶助事業の現状では、予算不足のため本

来、扶助を受けるべき者が受けられないという事態が生じている。

財団法人法律扶助協会神奈川県支部においては、平成十四年度は、当初から限られた事業、資金の枠内に事業計画を収めるべく、代理援助の自己破産申立事件については、資力要件を他の事件のそれと比較して二割程度厳格にして援助を抑制している状態である。

また、援助件数を制限しているため、援助の受付から決定までに相当時間がかかり、そのために緊急を要する案件をかかえた者が申請をあきらめる事態も生じている。

かかる事態を放置しては、経済的弱者の司法へのアクセスを閉ざすことにもなりかねず、憲法第三十二条の理念、民事法律扶助法の理念にも反することになるので前記意見の趣旨のとおり具申するものである。

横浜地方裁判所相模原支部に合議制の審理を直ちに開始することを要望する意見書

司法制度改革審議会は、平成十三年六月十二日に、司法制度改革審議会意見書(以下「審議会意見書」といふ。)を内閣に提出しました。

審議会意見書は、「裁判員制度」を導入することにより国民の司法参加への道を開き、法曹人口を大幅に増員するとともに法科大学院の創設による法曹養成制度の改革を打ち出すなど、「市民のための司法」の実現のために、戦後の我が国の司法制度全般について抜本的な改革を打ち出しています。

しかし、審議会意見書は、上から我が国の司法改革を進める枠組みを示したものであり、「市民のための司法」を真に実現するためには、地域の実情に即した「地域司法計画」が策定され、強力に推進されなければなりません。

国民の裁判を受ける権利を真に実現するためには、「法の支配」を津々浦々へ浸透させ、いずれの地域においても住民が良質の司法サービスを受けうる制度を確立することが必要不可欠であると思われまします。

一方、横浜地方裁判所相模原支部では、人員が不足しているため合議制の裁判が行われておりません。管内人口八十二万五千五百九十五人(平成十四年六月一日現在)を抱え管内警察で検挙する犯罪件数が全国的にみても上位であるという状況にありながら、管内で発生した刑事重大事件や、医療過誤訴訟などの審理は、横浜地方裁判所本庁で行わざるを得ないとのことですが、また、人口三十万人程度の県庁所在地が複数あり、当該地域では合議制の裁判が行われていることに照らすと、この不均衡は是正されなければならないと考えます。

横浜地方裁判所相模原支部に合議制の審理を平成十五年度から開始し、そのための人的物的体制確保と予算措置を要望します。

青少年健全育成基本法の制定を求める意見書

二十一世紀の社会を担う青少年の健全育成は、私達をはじめ国民すべての願いである。

しかし、残念ながら青少年による凶悪犯罪の多発や薬物の乱用、性の逸脱行為等、青少年をめぐる問題は極めて深刻な状況にあります。こうした問題は、露骨な性的描写や過激な暴力シーンを売り物にした雑誌やビデオ等の氾濫に加え、急速に普及したインターネットや携帯電話によるメールなどの新しいメディアを使った過度の商業主義的風潮に起因するものであり、大変憂慮すべき事態となっている。